

## 第2次食育推進計画策定に向けた見直しに係る 庁内推進会議・推進委員会の意見等を踏まえた方向性について

### 1 計画見直しに係る(社会情勢の変化・課題等)庁内・庁外委員からの意見

#### (1) 現状と課題(※ 庁内・庁外からの意見を本市の施策の体系毎に整理)

##### ア 家庭における食育の推進

- ① 栄養の情報や食体験に限らず、食を通しての親子のコミュニケーション改善や向上を食育教室等の内容に盛り込むことで、孤食を防ぎ、食育を推進する必要がある。
- ② 朝食を食べる人の割合が比較的高い学童期と青年期であっても、朝食内容(甘い菓子パンやサプリメントだけで朝食を済ませている)について、改善しなければならないケースがある。
- ③ 朝食を欠食する理由の分析、また、朝食を摂取した場合であっても、その朝食内容や孤食の有無、手作りの有無についての調査が必要である。
- ④ 「朝食摂取率 100%週間運動」については、震災後、「朝食を見直そう週間運動」として、自分の食生活を見つめ直すことを趣旨として行っている。
- ⑤ 震災後の乳幼児の外遊び・散歩の減少に伴う、児童の肥満の増加を聞く。
- ⑥ 食生活の変化(震災の影響等による)に伴う、う蝕・歯周病への影響が危惧される。

##### イ 学校・保育所等における食育の推進

- ⑦ 保育所における食育計画策定については、震災後、保護者への放射能に係る不安対策についての配慮が必要となっており、給食についての放射能物質に関する検査結果の公表や安心・安全の確保に関する情報提供の啓蒙に努めている。
- ⑧ 栄養教諭等による「食に関する指導」については、栄養士の人数等、また、通常の給食調理業務との関連を考慮すると、各校年間2時間程度が限度ではあるものの、学校規模に応じて、より多くの指導を希望する声があるが、応えられない状況にある。
- ⑨ 学校や家庭経由による情報発信だけでなく、学校給食共同料理場等からも積極的な情報発信が必要である。

##### ウ 地域における食育の推進

- ・ 本市における農業を取り巻く環境は、担い手の減少や高齢化の進行による生産力の低下、耕作放棄地の増加などの課題に加え、原発事故以降、市内産農産物の取引価格の低下や取引量の減少等により、生産者の生産・経営意欲が低下してきている。

## エ 農林水産とのふれあい、地産地消の推進や食文化の伝承と振興

- ① 食農教育の充実に努めてきたところであるが、原発事故に伴う風評被害により、農産物の受入拒否、消費者からの敬遠など、本市農業を取り巻く状況は、ますます厳しいものとなっている。
- ② 「産学官連携・技術開発支援事業」や「農商工連携推進事業」において、地元産農産物を活用した新たな商品や、健康食品開発等を実施する市内業者等の取組みを支援し、商品化に至ったものはあるが、販売実績の成果が不十分である。
- ③ 風評被害払拭を目的に、地元農産物等を活用した新商品開発に取り組む意欲ある事業者がいる一方で、震災の影響で廃業や業態転換を余儀なくされる事業者もいる。
- ④ 本市では、水揚げされたばかりの新鮮な魚を原材料とし、かまぼこや干物等の水産加工品が多く製造されていたが、震災により大きな影響を受けている。
- ⑤ 本市でこれまで受け継がれてきた郷土料理や行事食の食文化が、加工食品・外食産業の発展に伴い、衰退しつつある。
- ⑥ 農業者の高齢化や耕作放棄地の増加といった諸課題については、改善の兆しを見せていたが、原発事故の影響により、参入見合せや営農を断念するのが見受けられる。
- ⑦ 原発事故に起因する風評被害により、いわき産農作物が敬遠されている現状があり、地産地消やいわき産農作物への正しい理解が進まない現状がある。
- ⑧ 学校における食育推進においても、今後、更なる家庭や地域との連携強化が重要であり、また、これに関連し、地域の食育に関わる人材育成と、その情報提供が大切である。
- ⑨ 震災・原発事故後の地元産食材との向き合い方と地産地消の捉え方、また、本市の食育らしい地元食材との向き合い方・姿勢を定めることの重要性と市民への情報提供の重要性について

## オ 食の安全・安心の理解と推進、環境との共生

- ① 内部被曝の関係から食品の放射性物質に対する関心が高まっている。
- ② 原発事故以降、食への安全性に関して、放射能物質による食品等に係る汚染問題への関心が高いものとなっている。
- ③ 原発事故に伴う放射能問題により、家庭菜園をやめたいという声がある。このことから、コンポスト等を使用した生ごみの堆肥化への影響が懸念される。

(2) 計画の見直しに関連した意見

- ① 震災と原発事故の影響により、特に、生活環境・食生活が変化しているので、震災と原発事故についてのコメントが必要であり、また、食の安全・安心等の観点から、それらを踏まえた計画の見直しが必要である。

⇒第1章「計画の概要」、第2章「食を取り巻く現状と課題」に、東日本大震災の発生・原子力発電所事故に伴う放射能汚染問題について追加記載することとしたい。

また、第4章「施策の展開」に、「食の安全・安心」におけるリスクコミュニケーションの観点から、その時点における食を取り巻く放射能問題の正しい情報の提供に努めることについて追加記載することとしたい。

- ② 震災後の食の安全性についての項目、原発事故に伴う放射能の影響などを勘案する必要がある。

⇒第4章「施策の展開」に、「食の安全・安心」におけるリスクコミュニケーションの観点から、その時点における食を取り巻く放射能問題の正しい情報の提供に努めることについて追加記載することとしたい。

- ③ 施策の展開に係る「食育サポーター研修会」の存在意義をはっきりさせ、実行性のあるものにする必要がある。

⇒存在意義等を明確化するため、実態に即した型で、内容を整理することとしたい。

- ④ 添加物・保存料への安全性に加え、産地の明確化や放射能汚染に配慮した測定・広報の取組みを導入する必要がある。

⇒第4章「施策の展開」に、「食の安全・安心」におけるリスクコミュニケーションの観点から、その時点における食を取り巻く放射能問題の正しい情報の提供に努めることについて追加記載することとしたい。

- ⑤ 食の安全・安心におけるリスクコミュニケーションの観点から、食を取り巻く放射能問題の正しい情報の提供に努めることについてのコメントが必要である。

⇒第4章「施策の展開」に、「食の安全・安心」におけるリスクコミュニケーションの観点から、その時点における食を取り巻く放射能問題の正しい情報の提供に努めることについて追加記載することとしたい。

- ⑥ その他:「施策の展開」の内容見直しに関すること。

### (3) その他

- ① 市復興事業計画との整合性を図ること。
- ② 場合によっては、放射能問題により実施が困難な事業や、見直しが必要な事業が発生することも想定されるので、各事業(施策)の実施可能性等を確認し、実態に即した計画の見直しとすること。
- ③ 放射能問題は、関係各課での共通認識で取り組めるような調整が必要である。
- ④ 本市においては、「食の安全性の確保等における食育の役割(食育基本法第8条)」に関わる情報提供及び市民への教育普及・啓蒙活動を推進することが急務である。

## 2 庁内・庁外委員の意見等を踏まえ(※ 現時点における社会情勢の変化・現状課題を整理)

### (1) 社会情勢の変化

- ① 震災後の原子力発電所事故にともなう食品の放射性物質汚染
- ② 少子高齢化の進行・核家族数の増加・単身者の増加・経済的格差の拡大

### (2) 現状と課題

- ① 食品の放射性物質汚染にともなう各生産者への影響や食育に関連した事業への影響
- ② 本市において、肥満傾向児・痩身傾向児の出現率が全国を上回っている年齢が多いこと
- ③ 生活習慣病や低栄養の予防の観点から、単身者(特に男性)への食育の推進
- ④ 低栄養予防・食による介護予防等の観点から、高齢者等への食育の推進
- ⑤ 加工食品・外食産業の発展にともなう、本市の郷土料理や行事食の食文化の衰退
- ⑥ 食育関連事業に係る人材育成の必要性
- ⑦ 朝食の欠食に関すること、また、朝食を摂取する場合であっても、その食事内容や孤食の状況など
- ⑧ 本市の食文化への関心度の低さ
- ⑨ 食育において重要な役割を担ってきた家庭機能の低下
- ⑩ 食の安全・安心に関連し、消費者が情報を基に、それに関わるリスクの状況等を理解した上で、自らの判断で行動を起こすことができる環境整備・情報提供の徹底が重要なものとなっていること
- ⑪ 地産地消の捉え方、また、それに関連した市民に対する配慮が重要であること
- ⑫ 野菜の摂取量について、若い世代における摂取量が低いことが懸念されること

※ 上記に掲げる、社会情勢の変化や現状・課題については、平成25年度実施予定の市計画見直しに係る市民アンケート調査の実施等を踏まえ、今後、十分に整理しながら、本市計画の見直しに反映させるとともに、課題解決については、第2次計画期間(平成26～30年度)において重点的に実施すべき食育関連事業として位置づけすることとする。

### 3 本市における計画の数値目標(現計画P118)の整理

#### (1) 現行計画

- ア 食育に関心を持っている市民の割合
- イ 朝食を欠食する市民の割合
  - ・ 学童・思春期(小学校入学～18歳)
  - ・ 青年期Ⅰ(19歳～29歳)
  - ・ 青年期Ⅱ(30歳～39歳)
- ウ 学校給食における地場産物を使用する割合
- エ 「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている市民の割合
- オ 内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)を認知している市民の割合
- カ 食育の推進に関わるボランティアの数
- キ 環境にやさしい農業に取り組むエコファーマー認定者数
- ク 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている市民の割合

#### (2) 見直し後(案)

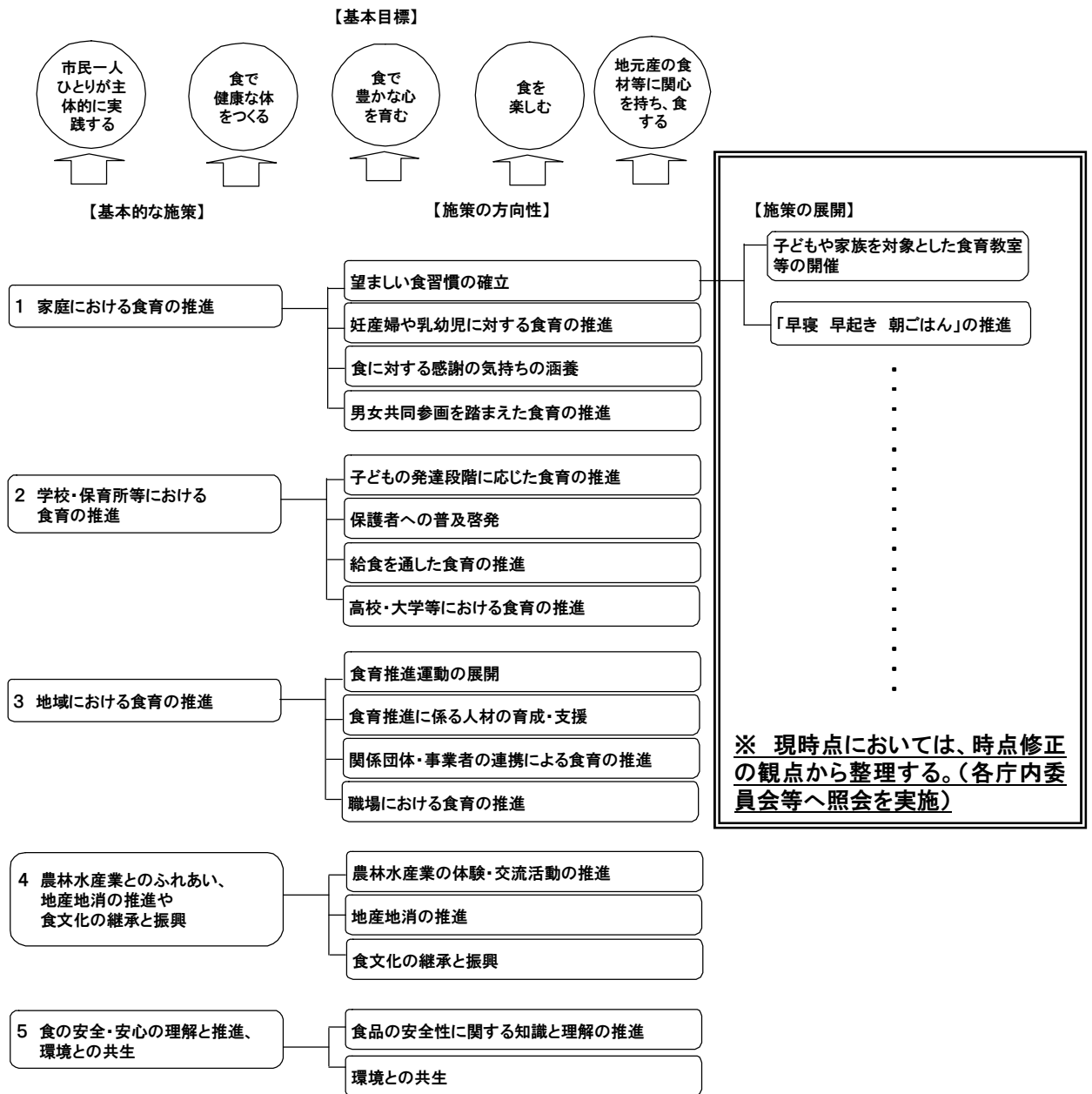
(※ 国の見直し状況を踏まえた現時点のものであり、今後、状況を踏まえ確定する。)

- ア 食育に関心を持っている市民の割合
- イ 朝食を欠食する市民の割合
  - ・ 学童・思春期(小学校入学～18歳)
  - ・ 青年期Ⅰ(19歳～29歳)
  - ・ 青年期Ⅱ(30歳～39歳)
- ウ 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加(国追加項目)
- エ 学校給食における地場産物を使用する割合
- オ 「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている市民の割合
- カ 内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)を認知している市民の割合  
⇒内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している市民の割合の増加(国修正項目)
- キ よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある市民の割合の増加(国追加)項目
- ク 食育の推進に関わるボランティアの数
- ケ 農林漁業体験を経験した市民の割合の増加(国追加項目)
- コ 環境にやさしい農業に取り組むエコファーマー認定者数
- サ 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている市民の割合

※ 上記に掲げる、数値目標に係る項目については、国の第2次計画における数値目標の設定内容及び、本市における実情等を踏まえ、数値目標に係る項目を整理するとともに、目標値の設定については、平成25年度実施予定の市計画見直しに係る市民アンケート調査の実施等を踏まえ、整理することとする。(今後、数値目標に係る項目及び市民アンケート調査の実施方法等について、協議・検討をしていく。)

## 4 本市における計画の施策の方向性等(現計画P60)の整理

### 《施策の方向性(施策の体系)》



### ○ 国の第2次食育推進基本計画における重点課題

- (1) 生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進
- (2) 生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進
- (3) 家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進

※ 上記に掲げる、「基本目標」「基本的な施策」「施策の方向性」等については、国等における見直し内容や本市における実情・第1次計画期間における評価等を踏まえ、第2次計画に反映させるべきものであり、現時点においては、第1次計画に係る「基本目標」等の内容のまま整理したいと考えているが、今後整理する数値目標との整合性や評価等を踏まえ、整理することとする。(今後、協議・検討をしていく。)

## 5 第1次計画期間で明らかとなった課題(第2次計画期間における重点課題)

- ① 若い世代における「朝食の欠食」や摂取した場合であってもその内容が適しているかなどに対する対策に関すること
- ② 食の安全・安心に関する関心が高まっていることに対する情報提供の徹底に関すること
- ③ 食に関連した人材育成に関すること
- ④ 本市の郷土料理や行事食など食文化の継承に関すること
- ⑤ 肥満傾向児・痩身傾向児の出現率が全国を上回っている年齢等に対する対策に関すること

## 6 総括

本市計画については、平成21年度から5か年を計画期間として、現在、4年が経過したところであるが、その間、東日本大震災後の原子力発電所事故にともなう食品の放射性物質汚染問題など、社会情勢についても大きく変化している。そのような中、本市の食育推進については、「内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)を認知している市民の割合」など市計画の目標値を達成(例年実施している市民アンケート調査内容)し、成果が見られる一方で、若い世代における「朝食の欠食の割合」などは目標値を下回っている(健康いわき21)など、課題も多く山積している。

これらの状況に鑑み、第2次計画については、第1次計画期間における評価・課題等の整理を踏まえながら、本市の実情に即した見直しをすることとする。

また、第1次計画期間において、明らかとなった課題等については、市食育モデル事業などを活用し、計画的かつ効果的に問題解決を図り、更なる、食育の推進に努めていくこととする。

なお、以前にも示した通り、放射能に対する対策については、庁内各課等における個別計画において、その事象に合わせた対策を講じることが望ましいものと考えられることから、市食育推進計画の見直しにおいては「食の安全・安心」におけるリスクコミュニケーションの観点から、その時点における食を取り巻く放射能問題の正しい情報の提供に努めることについて追加記載することとし、放射能問題に関する見直しとする。

## 7 今後の作業計画について(参考)

### (1) 平成24年度中に行うこと

- ・ 社会情勢の変化の把握
- ・ 国・県の動向注視(随時)
- ・ 本市における他計画(健康いわき21など)との整合性(統計データの整理等)
- ・ 「基本的な施策」「施策の方向性」等の食育推進の現状を受けての新たな枠組みの検討
- ・ 食育推進に係る今後の課題・検討すべき事項

### (2) 平成25年度に行うこと

- ・ 平成21年度から食育を推進してきたの評価
- ・ 社会情勢の変化の把握
- ・ 国・県の動向注視(随時)
- ・ 食育を推進していくに際し指標となる目標値の見直し  
(※ 市民へのアンケート調査実施)
- ・ 「基本的な施策」「施策の方向性」等の食育推進の現状を受けての新たな枠組みの検討

《社会情勢の変化》

《市現行計画における社会情勢》

近年、社会を取り巻く環境がめまぐるしく変化し、人々のライフスタイルや価値観・ニーズが多様化する中で、栄養バランスの偏った食事、不規則な食事の増加、肥満や糖尿病などの食生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、BSEや食品の偽装表示に関する問題の発生などによる「食」の安全性に対する不安の高まりなど、健全な食生活が失われるつつある。

《東日本大震災の影響による社会情勢の変化》

- 放射能問題による食の安全性に対する不安の高まり etc

本市における社会情勢の変化やそれに伴う市計画見直しの内容については、庁内及び市食育推進計画の協議・検討を踏まえ決定していく。

《社会情勢の変化に伴う見直しの方向性(放射能問題関連)》

放射能の食に関する不安対策としては、市民の関心度が高いことは認識できるものの、放射能の問題については、震災の影響により突発的に発生した事象であることや国・県においても本事業に係る取扱いについて、現在においても混沌としていること、また、放射能に対する対策については、庁内各課等における個別計画において、その事象に合わせた対策を講じることが望ましいものと考えられることから、市食育推進計画の見直しにおいては、「食の安全・安心」におけるリスクコミュニケーションの観点から、その時点における食を取り巻く放射能問題の正しい情報の提供に努めることについて追加記載することとし、放射能問題に関する見直しとしたい。

《国の計画見直しに伴う本市の見直しの視点(3つのポイント)》

《ポイント1》 地方公共団体による食育推進計画の見直し等について

- 1 関係部局等との連携を十分に図るとともに、健康日本21や都道府県及び市町村の健康増進計画の内容及び動向も踏まえ、地域の特性に応じた計画の見直しを行うこと。
- 2 単なる周知にとどまらず、「国民が自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深め、食をめぐる諸課題の解決に資するように推進していくこと。」  
(※ 単なる周知から実践へ！)

《ポイント2》 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

- 1 重点課題
  - (1) 生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進
  - (2) 生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進
  - (3) 家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進
- 2 基本的な取組方針
  - (1) 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
  - (2) 食に関する感謝の念と理解
  - (3) 食育推進運動の展開
  - (4) 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割
  - (5) 食に関する体験活動と食育推進活動の実践
  - (6) 我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献
  - (7) 食品の安全性の確保等における食育の役割

《ポイント3》 食育の推進に当たっての目標

基本計画においては、国民運動として食育を推進するにふさわしい定量的な目標値を主要な項目について設定することとし、その達成が図られるよう基本計画に基づく取組を推進するもの。

《食育推進に係る国・県の経過と現状等》

